

小千谷市

令和6年1月発行
発行：小千谷市農業委員会
編集：小千谷市農業委員会事務局
小千谷市城内2-7-5
☎ 0258-83-3510

農業委員会だより

農業委員



農地利用最適化推進委員



地域計画の策定が 始まります

地域での話し合いにより、地域農業の在り方や将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」を定めます。地域の中心的な担い手だけではなく、多様な農業者の参画を促すことや農地集積・集約を進めることで地域農業を将来に渡り守っていくことを目標としています。農地の現状と担い手の今後の意向を確認したうえで、話し合いを通じて、農地の集団化を見える化した「目標地図」を作成します。地域での話し合いを進めていくために、各地域の農業の状況に詳しい皆様のお力が必要不可欠です。地域農業の将来像として、「地域計画」がより良いものとなるよう、ご協力をお願いいたします。

・農業委員の主な役割

毎月の農業委員会の総会で、農地の権利移動や転用の許可等の審議、決定および現地調査を行っています。

また、農地利用最適化推進委員と連携して、農地パトロールや農地の利用意向調査、地域の話し合いにも参加しています。

・農地利用最適化推進委員の役割

担当地区における、担い手への農地の集積・集約化やその話し合いへの参加、耕作放棄地の発生防止等、「農地等の利用の最適化の推進」に向けた現場活動を行っています。

また、担当地区の権利移動や転用にあたって意見を述べます。

地域計画の話合いを進めています。

～地域で話し合おう！ 農業のこと、これからのこと～

◆ 真人里地地域 ◆ 地域計画×ビレッジプラン実践事業



ネットスーパー勉強会の開催

真人里地地域では、新潟県、ビレッジプラン実践事業に取り組んでいます。農業情勢が一層厳しさを増すなか、中山間地域の営農継続や集落機能の維持のため、地域の将来プランの策定に向けた話し合いを行ってまいりました。また、活動の主体となる組織作りや取組をサポートできる人材の養成も含め、これらの取組の実践について県・市・農業委員会等の関係機関も伴走型サポートを行っています。実践プランの主な内容は、①地域農業継続への取組、②笑顔で楽しんでいるまちづくり、③活力ある地域づくりがあります。

高齢者などから、冬期間の市街地への買い物は大変との意見があり、



将来の受け手について検討している様子

ネットスーパー勉強会を行うなど、地域の課題への話し合いや実践を意欲的に継続していく計画です。

令和5年度は地域農業継続への取組と地域計画を連携させ、「営農意向アンケート」を実施し、「10年後の農業を考える会」と題した地域計画の話し合いを3回開催しました。規模拡大、現状維持の意向者が先行して話し合い、現状地図で規模縮小・離農意向により今後耕作されない農地を確認し、各団地の耕作上の課題、将来の受け手について検討しました。今後は水利組合や中山間地域等直接支払交付金の集落協定でも耕作されなくなる農地についての話し合いを進めていきます。

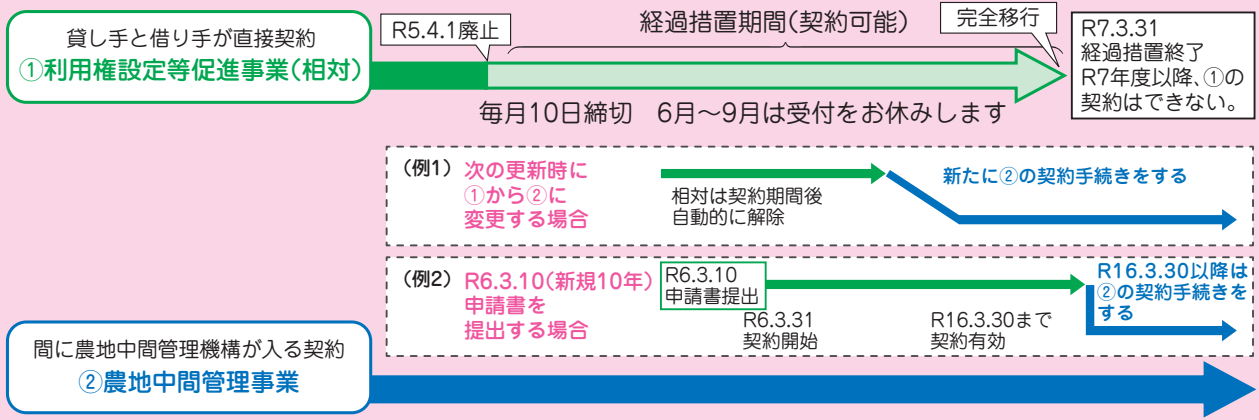
- 営農意向アンケートの結果を基に、規模拡大意向者の経営地を着色しました。
- 離農意向者、10年未満の現状維持の意向者の経営地は白地で表示しました。
- 話し合いを通して、耕作されなくなる農地の将来の担い手などを地図に書き込んでいきました。



現状地図に話し合いを反映した目標地図の素案

農地の貸し借りの手続きが変わります！

法改正により、令和5年4月1日に相対による利用権設定(①)は廃止されました。ただし、令和6年度までは、経過措置として新規及び更新の契約が可能です。貸借期間が令和7年3月31日を超えても、契約は有効です。(①、②以外に、農地法第3条許可申請による手続き方法があります。)



令和7年4月から利用権設定による新たな相対契約はできなくなり、貸借契約の手続きは主に農地中間管理機構(新潟県農林公社)を利用したものになります。

※地域計画の目標地図に農業を担うものとしての耕作者の記載が必要

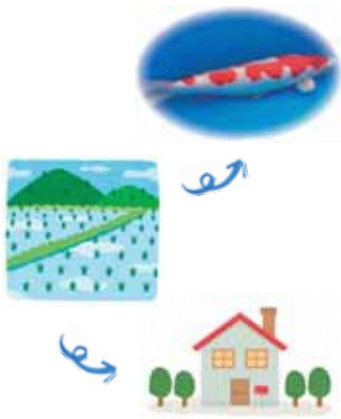
※農地法3条による貸借契約は引き続き行うことができます。(1筆毎に全部事項証明書(600円)必要)

農地中間管理事業を利用した場合、毎年手数料がかかり、賃借料の支払は口座引き落としになります。

※お米などの現物による賃料の支払いはできなくなります。

現在むすんでいる利用権設定の相対契約は、契約期間満了まで有効です。

※農地中間管理事業を利用せず、現在の契約方法を継続されたい場合は農業委員会までご相談ください。



農地を農地以外にする場合は、農地法に基づく許可が必要です。
(例)
・住宅・店舗・事務所を建てる
・資材置場にする
・植林
・養鯉池など
農地転用申請は、必ず転用する前に行ってください。
無断転用または申請どおりに転用しなかった場合は、3年以下の懲役又は300万円以下(法人は1億円以下)の罰金の適用もあります。

総会開催日と申請締切日

農業委員会総会では、農地の賃借、売買、転用などの申請を審議しています。

総会…毎月25日

申請締切…毎月10日

・旧農業経営基盤強化促進法による農地の賃借、売買の申請は、10月から翌年5月までが受付期間です。

農地の転用には許可が必要です！

農地を農地以外にする場合は、農地法に基づく許可が必要です。

(例)

- ・住宅・店舗・事務所を建てる
- ・資材置場にする
- ・植林
- ・養鯉池など

農地転用申請は、必ず転用する前に行ってください。

無断転用または申請どおりに転用しなかった場合は、3年以下の懲役又は300万円以下(法人は1億円以下)の罰金の適用もあります。

農地パトロール(利用状況調査)を行いました

本市の農業委員会では、8月から9月にかけて農地パトロールを行いました。

地域の農業委員・農地利用最適化推進委員が遊休農地(耕作放棄地等)の状況や違反転用等が発生していないか調査しました。

遊休農地の発生は、近隣の農地へ悪影響を与える病害虫の発生原因となる可能性があります。また近年、問題となっている田畑を荒らすイノシシなどの棲家になってしまったり、ゴミなどの不法投棄場所になったりといった恐れがあります。

調査の結果、遊休農地または遊休化の恐れがある農地と判断した場合は、所有者の方に農地の利用意向調査を行います。

今年度からタブレットを導入し、位置を確認したり、現地写真を撮影して農地情報を登録しています。



家族経営協定を結びましょう

家族経営協定を結ぶと、次のようなことが可能になります。

- ① 認定農業者の配偶者、後継者が、認定農業者になれる
- ② 農業者年金の政策支援に加入できる
- ③ 農業改良資金を借受けできる

全国農業新聞を購読しませんか

- 農家の経営と暮らしに役立つ情報誌
- 毎週金曜日発行
- 購読料1か月700円(送料、税込)
発行 全国農業会議所
- 購読の申込みは農業委員、推進委員、
農業委員会事務局へ



農業者年金に加入しませんか

次の全ての要件に該当する方は農業者年金に加入できます。

■加入の要件／

- ①年間60日以上農業に従事する
- ②国民年金の第1号被保険者
- ③20歳以上60歳未満の方 ※60歳以上65歳未満の国民年金任意加入者の方も対象



■特徴／

- 保険料／2万円から6万7千円までの間で、選択可能 ※35歳未満の方は、月額1万円から加入可能
- 一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助があります。
- 詳細については、独立行政法人 農業者年金基金のホームページ (<https://www.nounen.go.jp/>) をご覧ください。

■問合せ先／

農業委員会事務局または魚沼農業協同組合
小千谷支店 Tel0258-83-3429

農業委員・農地利用最適化推進委員 地区担当

地区	農業委員	推進委員
西小千谷(土川、上ノ山)、城川(若葉)	小見山優子	穂刈 利行
山辺(山本、西中、上片貝、谷内)	小池 賢司	
山辺(池ヶ原、古田、池中新田、塩殿、卯ノ木、細島、上坪野)	関 啓一	田中 正好
吉谷(打越、上村、水口、滝谷、藤田沢、高畑)	篠田千恵子	谷口 英未
吉谷(四ツ子、茶合、二俣、込入)	鳥山 堅一	川井 拓也
東小千谷(横渡、浦柄を含む)	斎木 栄子	目崎 泰司
東山	磯部 正行	
城川(山谷、下坪野)	青柳 利一	中野 拓朗
西小千谷(土川、上ノ山を除く)、城川(城内、平沢、千谷川)	風巻 和子	
城川(桜町、時水、両新田、藪川)	鈴木 栄正	田中 春夫
千田(千谷、三仏生)	渡辺 正寿	和田 徹
千田(小栗田)	國松 吉範	和田 甲一
川井	横山 博行	佐藤 勝弘
岩沢	小泉 憲一	樋口 秀夫
真人町(上沢、万年、栗山、本村、干三、源藤山、石名坂、中山、芋坂、時之島)	藤巻 政一	藤巻 良太
真人町(市之沢、山新田、芹久保、若柄、北山)	保科 学	渡邊 勲
片貝(一之町、寺町、二之町、茶畑、表三之町、稲場、屋敷、町裏、四之町、高見、新屋敷、五之町、八島)	谷風 正樹	堀井 信良
片貝(沼田、池津、山屋、鴻巣)	太刀川優子	
片貝(五辺、高梨)	安部 功	岡村 忠栄

小千谷市賃借料情報

令和5年1月から12月に締結(公告)された賃借料(10a当たりの年額)情報は右表のとおりです。

この賃借料情報は、賃借料を決める参考として提供するもので、拘束力はありません。賃借料は、土地改良費、水利組合費などの負担者も含め、貸し手、借り手で十分に話し合いのうえ決定してください。

- 注)1. データ数は、集計に用いた筆数です。
2. 賃借料を物納(水稻)している場合は、60kg当たり17,500円に換算しています。
3. 金額は算出結果の100円未満を四捨五入しています。
4. 生産調整面積は考慮していません。

■問い合わせ／農業委員会事務局

区分	地域	平均額	最高額	最低額	データ数
田	西小千谷	18,600円	25,700円	13,400円	82件
	東小千谷(浦柄、横渡を含む)	15,800円	25,300円	9,400円	101件
	山辺	17,100円	26,300円	5,300円	328件
	吉谷	16,900円	26,300円	8,800円	89件
	城川	18,100円	27,100円	8,800円	164件
	千田	16,600円	26,300円	5,000円	187件
	真人	11,800円	20,000円	4,000円	252件
	岩沢	16,100円	17,500円	7,600円	91件
	川井	11,600円	15,900円	5,700円	79件
	東山	-	-	-	0件
	片貝(五辺、高梨を含む)	23,200円	35,000円	9,500円	325件
畑	市内全域	6,000円	8,800円	3,000円	21件